

資産運用委員会規程
(平成 27 年 10 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）（以下「法」という。）第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構に置かれた資産運用委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議等事項)

第 2 条 法第 78 条第 1 項に規定する基本方針の作成又は変更は、委員会の議を経なければならない。

- 2 委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。
- 3 委員会は、前 2 項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(招集)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する（委員長及びその代理がないときは、理事長が招集する。以下この条において同じ。）。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に対して通知しなければならない。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 資産運用委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、これを公開しない。

(議事要旨)

第7条 委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 前項の議事要旨は、委員会の確認を得て公表する。

(議事録)

第8条 委員会の議事録は、「資産運用委員会議事録作成及び公表要領」で定めるところにより、作成及び公表を行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、資産運用部において行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。